

## 川崎市総合就職サポート事業実施要綱

### (目的)

第1条 本事業は、第3条に規定する者を対象に、就労意欲を喚起し、対象者向けの求人を開拓すること等により、対象者の就労を促進し、もって経済的・社会的自立を促すことを目的とする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は川崎市とする。ただし、本事業の全部または一部を、適切な運営が確保できると認められる法人に委託するものとする。

### (対象者)

第3条 本事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本市の福祉事務所にて生活保護を受給中の者で、当該福祉事務所において、本事業の利用が適切であると認められる者。

(2) 失業等により生活に困窮する者で、本市が実施する他の事業の実施機関において、本事業の利用が適切であると認められる者。

ただし、当該実施機関は、予め、健康福祉局生活保護・自立支援室（以下「自立支援室」という。）と、対象者の推薦について協議を行うものとする。

### (利用の申込)

第4条 本事業を利用しようとする者は、福祉事務所または前条第2号に規定する、本市が実施する他の事業の実施機関（以下「推薦機関」と総称する。）に申込を行うものとする。

### (事業の種類)

第5条 本事業の実施の委託を受けた法人（以下「法人」という。）

は、第1条の目的を達成するため、本事業の利用者（以下「利用者」という。）に対し、次に掲げる支援を実施する。

(1) 就労意欲喚起

- ア 利用者に対する、カウンセリング、セミナー、グループワーク、職業訓練等
- イ 利用者に対するアフターフォロー（求人開拓への繋ぎ、相談等）
- ウ 利用者が職業訓練を実施するための、協力企業等の確保
- エ 推薦機関との連携、協力
- オ その他、目的を達成するために必要な事項

(2) 求人開拓

- ア 利用者の能力や希望に即した求人先の開拓
- イ 利用者に対する就労に関する相談・提案等
- ウ 利用者に対する求人情報の提供
- エ 利用者に対する職業の斡旋
- オ 利用者が就職した後の、就労定着に関する支援（企業との連絡調整・利用者からの相談等）
- カ 利用者が不採用または退職した場合のアフターフォロー
- キ 推薦機関との連携、協力
- ク その他、目的を達成するために必要な事項

(3) その他必要と認められる支援

（無料職業紹介所の開設）

第6条 前条第2号の支援を補完するため、市長は、自立支援室及び福祉事務所に、無料職業紹介所を開設することができるものとする。

（実施場所）

第7条 法人は、本市内に事業の拠点を整備しなくてはならない。

2 法人は、自立支援室と調整のうえ、福祉事務所等に相談員等の職員を派遣することができるものとする。

(実施体制)

第8条 法人は、本事業の目的を達成するために、自立支援室と協議のうえ、必要な職員を確保・配置しなければならない。

(利用料)

第9条 利用者が支払う利用料は、無料とする。ただし、本事業の利用に際して発生する交通費等の実費は、利用者が負担するものとする。

(利用期間)

第10条 本事業の利用期間は、原則として3か月以内とする。ただし、自立支援室、推薦機関、法人により、延長を協議することができるものとする。

(事業実績報告)

第11条 法人は、毎月20日までに自立支援室に、前月の事業報告を、書面をもって報告するものとする。

(関連機関との連絡)

第12条 法人は、自立支援室、推薦機関及びその他の関係機関と定期的または臨時的な連絡会を開催する等、円滑な事業運営に努めなければならない。

(事故・苦情・緊急時対応)

第13条 法人は、事故・苦情・緊急事態等が発生した場合は、速やかに自立支援室及び関係利用者の推薦機関に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(個人情報保護)

第14条 本事業の実施に携わる者は、利用者の個人情報の保護に十分に配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 求職者情報、相談記録等個人情報にかかわる記録は、利用者から提供を受けた者が責任をもって管理しなければならない。

(その他の事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年10月3日から施行する。